

犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿に関する論点について（高橋構成員）

番号	論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備 考
1	理念	…………	誰でもいつでも犯罪被害者等になりうる。 被害者等は日頃から武器等の防衛手段をもっていない。 国はその被害者等の被害回復に責任がある。 被害者等は、経済的な被害回復に関して被害以前の生活を保証される権利がある。	
	犯罪被害者等の認定		・どの時点で、誰がおこなうのか。（被害届け、告訴受理、送検、判決） ・犯罪性を認められない場合、自称被害者に不服申立ができるのか。	
	給付対象	・犯給制度では海外で犯罪被害に遭った人が対象になっていない。	迅速な犯罪者引き渡し条約の構築。 海外で犯罪被害に遭った被害者も対象にする。	
	給付水準		一時金の場合は、自賠償の給付水準まで引き上げる。 財源が給付に不十分な場合でも、例えば自賠償水準まで、と将来的な目標を掲げる。 （理由）自賠償制度は、被害者として受けるべき賠償額の裁定水準の保証という理念があるので、犯罪被害者の場合にも最低水準の保証をするように。 ・年金の場合は、労災水準、生活保護水準、国民年金水準などのどの程度の水準にするか。 ・加害者からの示談金や賠償金などが、一定水準に達しない場合、不足分をどうするのか。	
	給付の方法	・犯給制度では支給までの期間が7ヶ月ほどかかる。	・直後から現金が必要になることが多いので、一時金だけでも早く支給するようにする。	
	税制上の措置		・非課税枠の設置 （理由）給与収入などが大幅に下がった場合 ・損害賠償債権を租税債権より優先させる。 （理由）犯罪被害者等の被害回復の権利として	
	実効性ある損害賠償請求	情報不足、泣き寝入り	・公費による支援弁護士制度の導入 ・訴訟費用の給付 ・受刑中の時効による消滅を防ぐため、受刑中の時効進行を停止する制度はできないか。 ・被害者個人の取り立ては困難なので、国による賠償金の立替払いを設け、国による回収を図る制度の導入	